

前橋市立永明小学校

いじめ防止基本方針



令和5年5月

第1部 教職員マニュアル

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起きた場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには以下の①～⑧に示す様々な特質がある。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 児童の実態や学級の様子を知るために

① 教職員の気づきが基本

児童や学級の様子を知るためにには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童と場を共にすることが必要である。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

② 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、児童のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

児童は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を開拓することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

① 児童のまなざしと信頼

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

③ 自尊感情を高める、学習活動、児童会活動、学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の子どもへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童は大きく変化する。

小学生に自信をもたせる「とっておきの言葉」

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
 - 「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
 - 「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
 - 「あなたの応対は、とても気持ちが明るくなるね。」
 - 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
 - 「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」
- 〈児童の心に残ることば〉
- 大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。
 - あなたにはあなたの可能性がある、大事に しなきゃ。
 - 約束だよ、信じてるから。
 - 可能性という自分自身の扉を開こう。
 - 幸せになってほしいからだよ。
 - あなたが必要なんだ。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々ななかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

P T A の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や H P 、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

III 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

① 児童の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受けとめ、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切である。

② 児童を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められる。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《分類》《抵触する可能性のある刑罰法規》

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ▶ 脅迫、名誉毀損、侮辱

イ 仲間はずれ、集団による無視

※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ▶ 暴行

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ▶ 暴行、傷害

オ 金品をたかられる ▶ 恐喝

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ▶ 窃盗、器物破損

キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ▶ 強要、強制猥褻

ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ▶ 名誉毀損、侮辱

3 いじめが見えにくいのは

● いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている《時間と場所》

②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》

● いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働く。

● ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっていいる兆候は学校ではほとんど見えない。メール等に関し、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

4 早期発見のための手立て

日々の観察～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

観察の視点～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、児童は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係はどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたることが必要である。

連絡ノート～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる児童には、「連絡ノート」等を通して、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

教育相談(学校カウンセリング)～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係を基盤に形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

いじめ実態調査アンケート～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて隨時実施する。（毎月1回以上 のアンケートを実施。）

いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。

5 相談しやすい環境づくりをすすめるために

児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにはいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

① 本人からの訴えには

● 心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証させる。

● 事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、共感的に傾聴する。

② 周りの児童からの訴えには

●いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

●「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

●保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

●問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童のよいところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくようにする。

●児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

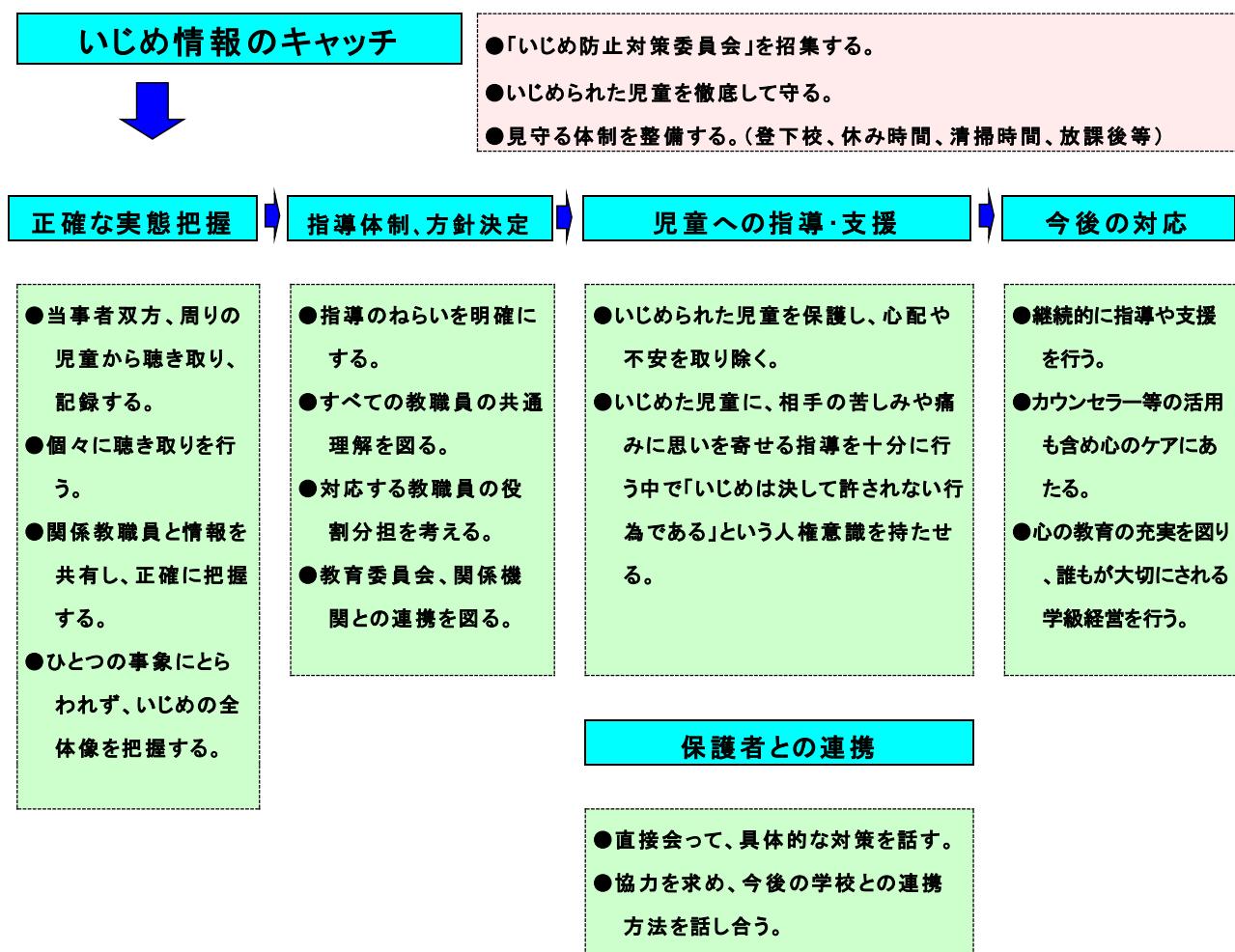
6 地域の協力を得るために

学校地域連携協議会などの学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求めることが必要である。民生委員や児童委員、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努めることが大切である。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要になる。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、ただちに管理職に報告する。あわせて、学級担任、学年主任、いじめ防止対策主任(生徒指導主事)、に報告する。

① いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

●いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。

- 状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者への対応は、複数の教職員（管理職・学年主任（担任）・いじめ防止担当等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を隨時行う。

- ◆誰が誰をいじめているのか？【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？【期間】

児童の個人情報には、その取り扱いに十分注意すること！

3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた児童に対して

児童に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた児童に対して

児童に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ 周りの児童に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 繙続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた児童の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要になる。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

トラブルの事例

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要になる。

ネット上のいじめ

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

特殊性による危険

- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■SNSから生じたいじめ

A君が友達数人に限定したサイト(SNS)だからと安心して、B君の悪口を書き込みました。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知るところとなりました。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。

- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■動画共有サイトでのいじめ

A君は、クラスの数人からプロレス技をかけられました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。

- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

保護者会等で伝えたいこと

<未然防止の観点から>

- 児童たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話やスマートフォンを持たせる必要性について検討すること

- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問い合わせ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、児童たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

【児童たちの心理】

匿名で書き込みができるなら…自分だと分からなければ…誰にも気づかれず、見られていないから…あの子がやっているなら…動画共有サイトで目立ちたい…

3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

VI 新型コロナウイルス等の感染症に関する偏見や差別への対応

新型コロナウイルス等の感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しも感染の可能性がある。このため、感染者の家族に対する差別や偏見、誹謗中傷などが生じないよう十分注意を払う必要がある。

学校教育活動の実施にあたってはマスクの着用を求めないことを基本としながらも、児童・保護者の方の判断にゆだね、強いることのないようにしなければならない。その際、着用の有無による差別や偏見、誹謗中傷などが生じないように指導し、そのようなことが無いように十分注意を払う必要がある。

万が一これらの行為が見られた場合には、加害者に人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、その被害者に対して十分なサポートを行う必要がある。また、個人情報の管理を徹底するとともに、いたずらに感染者などが特定されることがないよう、十分に配慮することが大切である。

1 主な指導内容

〈正しい情報の収集について〉

- 公的機関等がホームページ等で提供する正確な情報を入手し、冷静な対応をとること。
- SNS等で氾濫している誤った情報に惑わされないように注意すること。
- 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人相談すること。

〈新型コロナウイルス等の感染症に関する差別や偏見に関すること〉

- 感染者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。
- 見えないウイルスへの不安から、特定の対象を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こること。
- 差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であること。

〈マスクの着脱について〉

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにする。

2 心のケアについて

心のケアについて特段の配慮を必要とされる児童はもちろん、今後も自分や家族が感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、心理的ストレスを抱えている児童も存在すると考えられる。児童や保護者から相談があった場合、丁寧に対応するとともに、継続的にサポートしていく。

3 個人情報の取り扱いについて

新型コロナウイルス等の感染症にかかる個人情報は、学校と家庭でしっかりと情報管理を行うこととし、校内や各家庭についても、必要最低限の範囲で情報を共有する。特に、発生初期における家庭と学校の連絡は、校長・教頭が行うことを原則とする。感染症の特定につながるような情報は絶対に出さない。特に、学校への影響を懸念し出席停止の協力をいただくものなどについては、防疫上の観点から、その事実を広く校内で共有する必要はないことから、細心の注意を払って情報管理を行うことが必要である。出席停止の協力を求めた児童が出席していない理由等について、学級にどのように伝えるか等についても、保護者とよく相談し、納得いただける内容で伝える等の配慮を行う必要がある。

また、関係機関等から得た情報については、不用意に関係者間で共有するがないよう留意する。

第2部組織対応マニュアル

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壤を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。校長が任命した「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

1 いじめ対策委員会の設置について

- いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、生徒指導主任、学年主任、生徒指導担当教諭を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。
- いじめ対策委員会は、いじめ対策に特化した役割を明確にしておくことが大切である。

《いじめ対策委員会組織》

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導担当教諭 養護教諭
スクールカウンセラー、必要時応じて学年主任等
学校評議委員、教育支援課いじめ対策室（学外）

2 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

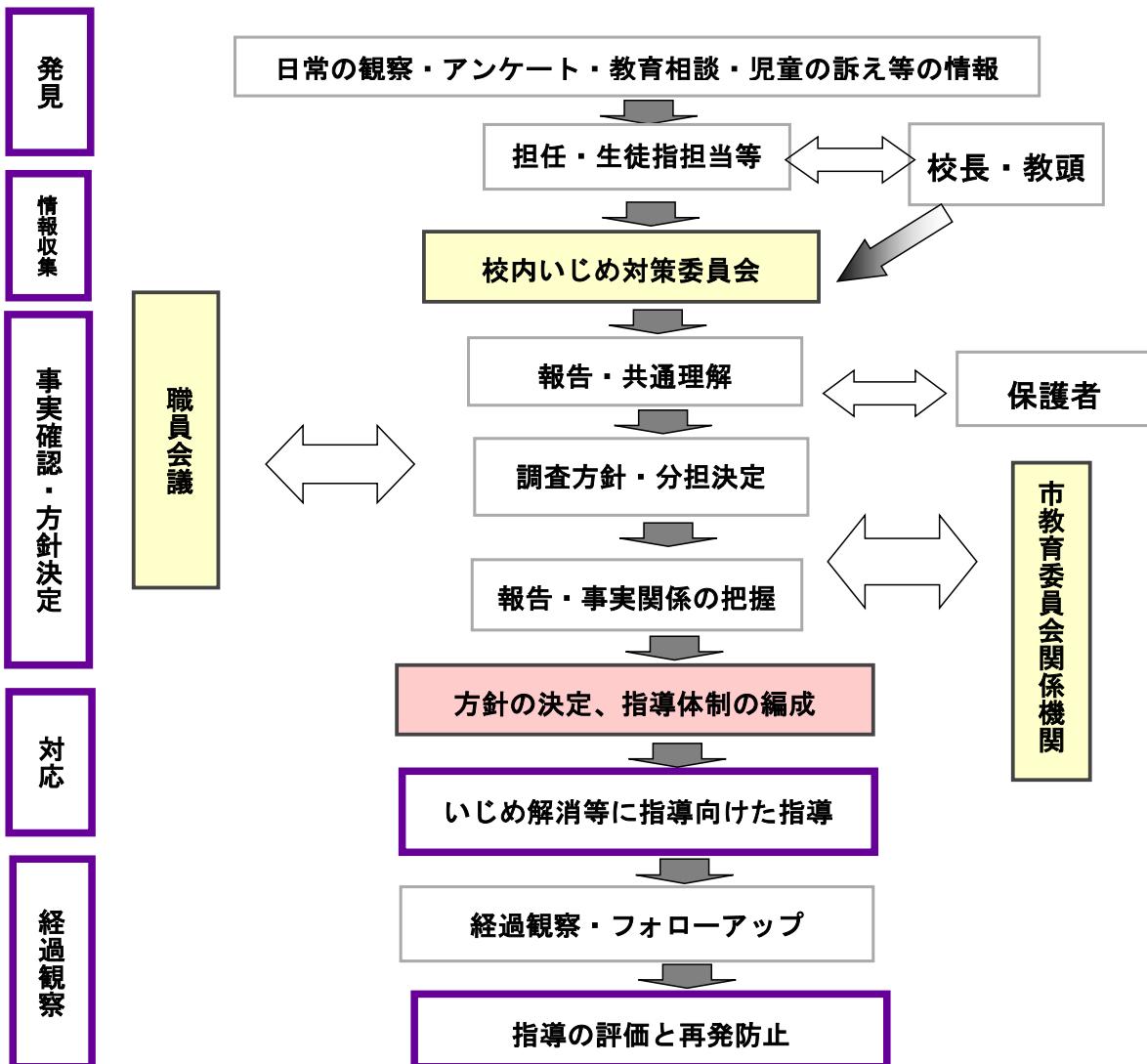
- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

II いじめが起きた場合の組織的対応の流れ(学校全体の取組)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういう状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。即日対応が好ましい。

III 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためにには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 教育委員会等との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

2 出席停止措置について

いじめを繰り返している児童生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。(学校教育法第35条)※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

学校教育法第35条

- 1 公立の小・中学校において、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。
 - 1.他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 2.職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 3.施設又は設備を損壊する行為
 - 4.授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

3 就学校の指定の変更や区域外就学について

市町教育委員会において、いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、市町内の他の学校や他の市町等の学校に変更したい旨の申し出があれば、市町教育委員会と十分に協議する必要がある。※手続きに関して、一部の市町で異なる場合がある。

4 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する必要がある。

5 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生・委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

IV 教職員の研修の充実

本校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

〈カウンセリング・マインド研修〉

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。

〈メンター研修〉

若手教員(メンティー)が、それなりの経験を経た人(メンター)に、知識・技能を教えてもらい教育技術等を身に付けるための研修。時に、相談にのってもらったり、方向性を示してもらったり、激励してもらたりして、より良い職能成長を目指す。

〈OJT (On -the-Job Training)〉

先輩が後輩に対し、具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。職場で実務をさせながら行う職業教育のこと。